

平成27年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置（共通事項）

- 1 選定した特定の事件 産業施策に関する財務事務の執行について
- 2 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び、地方自治法第252条の38第2項にもとづく「意見」に対する措置について

なお、講じた措置について以下のとおり区分表示しています。

- ① 措置を講じたもの
- ② 今後の措置方針を決定したもの
- ③ 措置を講じたり、今後の措置方針決定には相当期間を要するもの
- ④ 客観的理由により措置できないもの
- ⑤ 関係部局等と協議・調整を要するもの

共通事項（1）指標の設定について(平成27年度包括外部監査結果報告書 P.27)

番号	監査の結果および意見（要旨）	区分	措置内容及び改善方針
1	<p>意見</p> <p>① 施策評価における成果指標に関して 施策評価は成果指標による成果の確認と市民実感調査による市民ニーズの把握をもって総合計画の施策体系に基づく施策の進捗管理と今後の方向性の検討を行うツールとして利用されているが、本来、施策評価は事業を行った複合的な目標であるべきであり、事務事業評価とは異なるものであるべきと考える。そのため、商工業の振興において、新産業、新規創業等の支援に対して「インキュベーター施設入居者数」を成果指標としているが、当該指標は事務事業評価において設定されるべき目標指標とするのが妥当で、施策評価の成果指標としては異なる指標</p>	②	<p>（産業振興課） 施策評価は H27 以降行われておらず、現時点で実施の予定はありませんが、今後施策の評価を行う際には、市民実感調査の結果も踏まえる観点で実施したいと考えます。</p>

	<p>を設定することが望ましいと考える。</p> <p>また、就業支援策の強化においては「有効求人倍率」のみが成果指標として掲げられているが、後述の図表 5-3-1 に示されているとおり、有効求人倍率の推移は日本全体の景気変動に大きく影響を受けるため、市の推移も全国平均、山口県平均と概ね連動関係にある。このような指標は市の取り組みによって直接的にコントロールすることは難しいため、就業支援策の強化としては施策効果が測定可能な指標を設定すべきであると考え。</p> <p>さらに、平成 26 年度の施策評価において、農林水産業の振興に関しては市民実感調査の結果が成果指標に含まれているが、商工業の振興と就業支援策の強化に関しては成果指標に含まれていない。一方で、市民実感調査結果からは、商工業の振興と就業支援策の強化は市民生活の実感に基づく重要度と達成度のギャップが大きく、市民生活の実感に基づく重要度と達成度の乖離率が 41 の施策で 1 位と 2 位となっており、成果指標に市民実感調査結果を含めることで、市民ニーズに即した施策を行うことが可能になると考える。</p>	①	<p>(産業立地・就業支援課)</p> <p>「第 2 次下関市総合計画」と整合する「下関市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「新産業、新規創業等の支援」の K P I として創業件数及び創業相談件数を、「就業支援強化」の K P I として女性の再就職促進事業におけるマッチング数を設定しています。平成 27 年度からの 5 年間についてはこの指標により評価する予定です。</p>
2	<p>② 事務事業評価における目標指標(活動指標)に関して</p> <p>事務事業評価については、平成 26 年度から下関市議会基本条例第 10 条に基づく「主要な施策の成果を説明する書類」と統一化が図られており、決算を議会の認定に付するに当たって、その活用度を高める取り組みが行われている。しかし、事務事業評価の対象となる事業が政策予算説明資料に記載されている事業のみに限定されている。政策説明資料は、議会基本条例第 10 条に基づき、予算時においても作成することとされているため、もともと総合計画において設定した各施策の具体的な推進状況を図る観点からも、予算時、さらには実施計画策定に係る事業選定時から指標の考え方や経過が分かるように工夫し、シームレスな関係に基づいて設定した目標指標が達成できたのかどうかを報告すべきと考える。また、指標の設定に当たっては、容易に達成できるようなものではなく、当該施策の推進、事業の活動に寄与すべきものであるか仕組みを検証することが必要と考えられる。さらには、市のホームページでは財政課において決算資料として公表され</p>	②	<p>(産業振興課)</p> <p>事務事業の評価に関しては、国の地方創生交付金等においても、アウトプットではなくアウトカムとなる指標の設定を求められており、今後新たな目標指標の設定を行う際には、アウトカム指標の設定を行います。</p>

	<p>ているものの、市の行政改革・行政評価のページでは閲覧できず、検索しなければ閲覧できない状態であるため、市民への情報公開、説明責任、透明性を高める観点からホームページへの掲載に当たっては工夫されたい。</p> <p>その結果、事務事業評価の指標が毎年のように変更されると、事業の評価を継続的に判断することが難しくなる。したがって、少なくとも前年度に事務事業評価を行った事業に関しては、設定した目標指標が達成できたのかどうか報告の対象とすべきと考える。</p> <p>また、商工業の振興においては目標指標として下関市企業誘致アクションプランの策定や再生可能エネルギー賦存量調査の実施といった指標が掲げられているが、これらの指標は市として業務を行うことで容易に達成できるものであるため、目標指標には適さないと考えられる。指標として設定するからには、業務を行った結果の目標となり得る姿を反映する指標にすべきと考える。</p>		
3	<p>③ 指標の決定と施策評価方法に関して</p> <p>現在の成果指標、目標指標は市全体で設定しているものであるが、上記に述べたように指標として再検討を要するものも含まれている。施策効果を測定可能な指標設定とするために、市役所内で十分に検討することはもちろん、外部有識者の意見等を参考にすることも有用と考える。さらに、事後に施策評価を実施する際にも、市役所内だけで評価を完結するのではなく、外部有識者の意見も参考にすることが望まれる。</p>	②	<p>(産業立地・就業支援課)</p> <p>外部有識者の意見についても参考にしていきます。</p>

平成27年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置（個別事項）

- 1 選定した特定の事件 産業施策に関する財務事務の執行について
- 2 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び、地方自治法第252条の38第2項にもとづく「意見」に対する措置について

なお、講じた措置について以下のとおり区分表示しています。

- ① 措置を講じたもの
- ② 今後の措置方針を決定したもの
- ③ 措置を講じたり、今後の措置方針決定には相当期間を要するもの
- ④ 客観的理由により措置できないもの
- ⑤ 関係部局等と協議・調整を要するもの

番号 業務・事業名 (頁数)	監査の結果および意見(要旨)	区分	措置内容及び改善方針
個別事項1: 園芸産地育成 事業 (P36)	<p>指摘 農産園芸関係振興対策事業補助金遂行状況報告書の提出について</p> <p>事業実施主体は、補助事業の遂行状況報告を行うために、農産園芸関係振興対策事業補助金遂行状況報告書(様式第3号)を作成し、別に定める期日までに当該報告書を市長に提出する必要がある(下関市農産園芸関係振興対策事業補助金交付要綱第10条)。</p> <p>しかし、実際には、現場での立会などによっ</p>	①	<p>(農業振興課)</p> <p>過去、この市要綱に基づき実施する県等の間接事業において、県補助金要綱上、求められることがあったため、市も要綱に定めていましたが、県から求めのない事業ではその必要がなく、提出を求めていませんでした。</p> <p>必要に応じて提出を求めるよう、平成28年7月1日付けで要綱改正しました(第10条に「市長から求めがあったとき」との字句を追加)。</p>

	<p>て適宜遂行状況を把握しているとの理由から、事業実施主体から当該遂行状況報告書の提出を受けていなかった。</p> <p>現場での立会などにより、実質的に遂行状況を把握していたとしても、上記要綱の定めに従って、補助金の交付を受けた事業実施主体から当該遂行状況報告書の提出を受ける必要がある。</p>		
<p>個別事項2: 畜産振興一般 業務 (P41)</p>	<p>指摘 下関市畜産振興総合対策事業補助金遂行状況報告書の提出について</p> <p>事業実施主体は、補助事業の遂行状況報告を行うために、下関市畜産振興総合対策事業補助金遂行状況報告書(様式第3号)を作成し、別に定める期日までに当該報告書を市長に提出する必要がある(下関市畜産振興総合対策事業補助金交付要綱第10条)。</p> <p>しかし、実際には、口頭による確認などによって適宜遂行状況を把握しているとの理由から、事業実施主体から当該遂行状況報告書の提出を受けていなかった。</p> <p>口頭による確認などにより、実質的に遂行状況を把握していたとしても、上記要綱の定めに従って、補助金の交付を受けた事業実施主体から当該遂行状況報告書の提出を受ける必要がある。</p>	<p>①</p>	<p>(農業振興課)</p> <p>過去、この市要綱に基づき実施する県等の間接事業において、県補助金要綱上、求められることがあったため、市も要綱に定めていましたが、単市事業ではその必要がなく、提出を求めていませんでした。</p> <p>必要に応じて提出を求めるよう、平成27年6月19日付けで要綱改正しました(第10条に「市長が求めるとき」との字句を追加)。</p>

<p>個別事項3: 共進会開催業務 (P43)</p>	<p>指摘 下関市畜産振興総合対策事業補助金遂行状況報告書の提出について</p> <p>事業実施主体は、補助事業の遂行状況報告を行うために、下関市畜産振興総合対策事業補助金遂行状況報告書(様式第3号)を作成し、別に定める期日までに当該報告書を市長に提出する必要がある(下関市畜産振興総合対策事業補助金交付要綱第10条)。</p> <p>しかし、実際には、口頭による確認などによって適宜遂行状況を把握しているとの理由から、事業実施主体から当該遂行状況報告書の提出を受けていなかった。</p> <p>口頭による確認などにより実質的に遂行状況を把握していたとしても、上記要綱の定めに従って、補助金の交付を受けた事業実施主体から当該遂行状況報告書の提出を受ける必要がある。</p>	<p>①</p>	<p>(農業振興課)</p> <p>過去、この市要綱に基づき実施する県等の間接事業において、県補助金要綱上、求められることがあったため、市も要綱に定めていましたが、単市事業ではその必要がなく、提出を求めていませんでした。</p> <p>必要に応じて提出を求めるよう、平成27年6月19日付けで要綱改正しました(第10条に「市長が求めるとき」との字句を追加)。</p>
<p>個別事項4: 市有林造林事業 (P51)</p>	<p>指摘 提出された工事用写真に関して</p> <p>造林事業仕様書では、事業地の全景及び部分、その他必要箇所を着手前、施行中及び完了後に撮影し、その事業の実施状況を明確にするため、事業者は事業名、施行箇所、施行数量、林小班、撮影年月日、その他必要事項を記入した小黒板を写し込んだ写真により</p>	<p>①</p>	<p>(農林整備課)</p> <p>受託者には、写真管理において必要事項の漏れがないよう造林事業仕様書に従って小黒板へ記入し、適切な写真管理に努めるよう指導しました。</p> <p>また、造林事業仕様書の小黒板に記入する必要事項について、一部見直しを行い、平成28年度の事業から実施しています。</p>

	<p>市に報告することとされている。しかし、サンプルで工事用写真台帳を確認したところ、撮影年月日が記入されていない小黒板を写している写真など、造林事業仕様書に従っていない内容の写真で報告されているものがあつた。</p> <p>市は、造林事業仕様書に従った内容を示した小黒板を写し込むように委託者へ指導する必要がある。</p>		
<p>個別事項5: 市行造林事業 (P54)</p>	<p>指摘 提出された工事用写真に関して</p> <p>造林事業仕様書では、事業地の全景及び部分、その他必要箇所を着手前、施行中及び完了後に撮影し、その事業の実施状況を明確にするため、事業者は事業名、施行箇所、施行数量、林小班、撮影年月日、その他必要事項を記入した小黒板を写し込んだ写真により市に報告することとされている。しかし、サンプルで工事用写真台帳を確認したところ、撮影年月日が記入されていない小黒板を写している写真など、造林事業仕様書に従っていない内容の写真で報告されているものがあつた。</p> <p>市は、造林事業仕様書に従った内容を示した小黒板を写し込むように委託者へ指導する必要がある。</p>	<p>①</p>	<p>(農林整備課)</p> <p>受託者には、写真管理において必要事項の漏れがないよう造林事業仕様書に従って小黒板へ記入し、適切な写真管理に努めるよう指導しました。</p> <p>また、造林事業仕様書の小黒板に記入する必要事項について、一部見直しを行い、平成28年度の事業から実施しています。</p>

<p>個別事項6: ニューフィッシャ ー確保育成推 進事業 (P87)</p>	<p>意見 発生経費の確認について</p> <p>補助金事業の完成に際して提出する事業実績報告書等には、補助金申請者が作成した収支精算書が添付されているが、具体的な費用の内訳が記載されていない。</p> <p>補助金の対象要件は「漁業経営の自立化に係る経費」と制限されているため、市が発生経費の具体的内容についても確認できるように内訳の記載とともに関連資料の提示を求めるべきと考える。</p>	<p>③ ⑤</p>	<p>(水産課)</p> <p>新規漁業就業者の確保は水産業上重要な施策であり、県と市が協調し支援している制度です。このため、県並びに事業主体となる漁協とも協議・調整が必要で、市の判断のみでは措置方針を示す事はできないため時間を要します。</p>
	<p>意見 補助金額の内容について</p> <p>当研修の補助金額は、「漁業経営を開始する際に必要な漁業技術、知識等の習得を支援するために必要な経費額の1/2以内」と規定されているが、長期漁業技術研修受講者は、研修期間中は漁業権を有しておらず、水揚による収入が得られないため、実質的には生活資金の補助となっている。</p> <p>当該補助金の必要性を検討するとともに、必要であると判断するのであれば、補助対象経費を明確にするべきと考える。</p>	<p>③ ⑤</p>	<p>(水産課)</p> <p>新規漁業就業者の確保は水産業上重要な施策であり、県と市が協調し支援している制度です。このため、県並びに事業主体となる漁協とも協議・調整が必要で、市の判断のみでは措置方針を示す事はできないため時間を要します。</p>

個別事項7: 遠洋漁業対策 業務 (P95)	意見 補助対象経費の範囲について 当該補助金の目的は、国際漁場における操業秩序の確保並びに下関漁港における集荷対策、輸入対策等を推進することにある。 現在の下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱別表第1では、経費の範囲を「市長の承認を得た者が事業種目に掲げる事業を行うのに要する費用のうち市長が認める経費」と定めているのみで、明確な範囲については記載されていない。 補助金として支出するに当たっては、補助対象となる費用についてその範囲を明確に定め、一定の判断基準に基づいて確認できるようにする必要があると考える。	①	(水産課) 平成28年4月1日付けで下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱の改正を行い、遠洋漁業振興対策事業における補助対象経費の範囲を明確に定めています。
	意見 支出内容の適切性に関する確認について 下関水産振興協会が作成した平成26年度における遠洋漁業振興対策事業支出精算書には個別費用の内訳等が記載、添付等されていないため、個々の支出について内容を確認することができない。遠洋漁業振興に関連する費用として適切な補助金の対象であることを確認するために個々の支出の内容を確認し、国際漁場における操業秩序の確保並びに下関	③	(水産課) 平成28年4月1日付けで下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱の改正を行い、遠洋漁業振興対策事業における補助対象の経費の範囲を明確に決めました。また、従前より実績報告等の際にヒアリングを行い、個々の支出内容について個別に確認をしておりますが、今後は、下関水産振興協会と協議しながら、帳票類等の提出についても、検討していきたいと考えています。

	漁港における集荷対策、輸入対策等を推進することに関連する支出であるかどうか確認できるようにする必要があると考える。		
個別事項8: 水産加工業対策業務 (P99)	<p>意見 魚さいの運搬処理単価の調査について</p> <p>市は、他市における運搬処理単価の調査を過去に平成7年、平成11年、平成16年、平成21年と概ね4年ないしは5年ごとに実施しているが、平成22年以降は実施されていない。前回の調査から6年が経過しているので、平成28年には単価の妥当性の検証のための調査を実施することが望まれる。</p>	①	<p>(水産課)</p> <p>H27年度中に単価の妥当性の検証のための調査を実施済みです。</p>
個別事項9: 集荷対策事業 (P104)	<p>意見</p> <p>下関漁港振興対策資金のうち水産物流通対策資金の融資において過去適用された利率の推移は以下のとおりである。</p> <p>(表:略)</p> <p>上記のとおり実際の融資利率は1%台で推移している。生産者対策資金や燃油高騰対策資金は、融資利率が1.2%以内と定められているが、水産物流通対策資金については要綱上の融資利率が7.5%以内と定められているため、融資利用者からすると制度の利用を敬遠してしまう要因となるおそれがある。そのため、</p>	③	<p>(水産課)</p> <p>今後、協調融資制度として山口県が実施する「水産都市しものせき活性化支援資金融資要綱」に規定する融資利率(1.6%)と同融資利率に要綱改正を行うことについて、県や関係機関等と協議・検討していきたいと考えています。</p>

	<p>実際に適用される利率の定め方を記載することなどを検討し、利用者の便に供することが必要と考える。</p>		
<p>個別事項 10: 有害鳥獣捕獲 事業 (P111)</p>	<p>意見 有害鳥獣対策全体の見直し</p> <p>図表 5-1-88のとおり、下関市鳥獣被害防止計画では、平成 28 年度にイノシシ 1,500 頭、シカ 1,500 頭などの捕獲計画を策定している。しかし、図表 5-1-92のとおり、平成 26 年度の有害鳥獣捕獲事業補助金は、捕獲された鳥獣のすべてに対して補助できていない状況である。同防止計画に掲げられている捕獲目標計画を達成した場合には補助金額として 23,880 千円が必要となる。</p> <p>しかし、厳しい市の財政状況の中で当該予算の総額を増加させることは困難であると考えられるため、例えば以下のような取り組みを行うことで、予算総額を増額させずに、補助金額を同防止計画に掲げている目標と整合させるよう検討することが望まれる。</p> <p>・鳥獣害防止柵等設置事業補助金は市長が年度ごとに定める補助基準額又は補助対象経費のいずれか低い額の 3/4 以内となっており、比較的補助率が高い水準にある。市としては、極力農家同士で協力して広範囲に柵を設置してほしいという趣旨から、一部が事業者負担と</p>	<p>③ ②</p>	<p>(農林整備課)</p> <p>下関鳥獣被害防止計画の捕獲計画達成に向けて努力しておりますが、捕獲鳥獣に対し補助金がすべて補助できない状況であり、予算を考慮しながら計画目標に近づけるよう努めます。</p> <p>有害鳥獣捕獲対策協議会負担金については、個体数が増加している第2種指定管理鳥獣であるシカの駆除に対して、旧町猟友会にその捕獲数に応じて按分して配当しているものであり、捕獲者の士気高揚のためにも現状維持とすることが必要と考えています。</p> <p>また、鳥獣害防止柵等設置事業は、国庫事業の採択要件に合わない受益戸数 2 戸以下の方を対象に資材費の 3/4 を上限に補助しておりますが、28 年度見直しを行い 29 年度事業要望受付より 1/2 を上限に補助を行います。鳥獣害による農作物の被害額は 2 年連続で減少したものの被害は深刻な水準にあり、事業費を確保し事業延長を伸ばし鳥獣による被害減少に努めます。</p>

	<p>しているが、補助率を引き下げることにより国の鳥獣被害防止総合対策支援事業を利用する農家が増加するとともに、市の補助金総額を減額させることができると考えられる。</p> <p>・有害鳥獣捕獲対策協議会負担金は毎年度2,400千円が交付されており、市町合併以来見直されていない。市は鳥獣被害防止計画の実施促進及びその達成に十分に貢献しているとの判断から現状維持としているが、有害鳥獣対策事業全体と補助金、交付金の額とを勘案した上で、必要であれば減額を検討することも考えられる。</p>		
<p>個別事項 11: 中山間地域等 直接支払推進 事業 (P123)</p>	<p>意見 取組期間を超えて保有する積立額について</p> <p>当該制度は、平成12年度から5年間ごとに取組期間が設定されており、平成26年度は第3期対策期間(平成22年度から平成26年度)の最終年度となっている。</p> <p>市が中山間農業集落の代表者に対して交付した各管内の補助金の総額等は以下のとおりである。</p> <p>(表:略)</p> <p>上記の支出先のうち、各管内で最も多額の交付を受けた協定について、当該補助金に係る関係書類(支払命令書、補助金交付申請書、集落協定書、実績報告書等の文書)を確</p>	<p>①</p>	<p>(農業振興課)</p> <p>平成26年度末の積立残金については、指摘を受けて、毎年度末に報告書を提出させ、当初に計画されていた使途どおりの支出がなされているかについて確認し、指導しているところです。</p>

	<p>認した結果は以下のとおりである。</p> <p>(表:略)</p> <p>これらの補助金交付に関して農村集落からの実績報告書を確認したところ、制度取組期間中に交付された補助金の中から、トラクターの機械備品購入のための支出など、農業促進に資する事業に備えるための積み立てがなされていた。市担当者は平成26年度が第3期取組期間の最終年度であることから、各管内における合計積立残高の把握及び平成27年度以降の使途などについて聴取を行っている。</p> <p>平成27年度以降の支出予定を示した平成26年度末における積立金の残高は以下のとおりである。</p> <p>(表:略)</p> <p>中山間地域等直接支払下関市基本方針の「7 交付金の使用方法」では支出対象として「交付金の積立・繰越」が掲げられており、その積立計画や使途計画を明記することとされ、補助金の対象経費となる複数年度に亘って費消することが認められている。</p> <p>しかし、制度としての取組期間(平成22年度～平成26年度)を越えて繰り越すことについては明記されていない。この点、当該制度に係る実務運用上の国の見解は、交付金の使用方法を集落協定締結段階で明確にした上で農業生産活動等に取り組み、交付金を計画的に単年度毎に使用することが望ましいとしつつ</p>		
--	--	--	--

	<p>も、目的が明確であれば5年間の適当な時期や5年目以降に共同利用機械の購入や農産物加工施設の整備等に使用しても差し支えないとのことであり、これについては、集落協定に明記することが求められている。</p> <p>当該制度が耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図るために実施されている趣旨から、交付された資金はあくまでも制度の取組期間内で使用することが前提であるものの、資金の実質的な使途に着目して取組期間を超えての使用を認めている点、市が集落における当該交付資金の管理が適切になされているか、協定内容に沿った支出が適切になされているかについては複数年度の執行管理の必要性が認められる。</p> <p>国の見解においても協定期間終了後も積立・繰越金がある場合は、集落における交付金の適正な管理及び使用を促す観点から、市町村は収支報告書等を用いて交付金の支出状況を把握することが望ましいとしていることから、市は一定の様式を示して、該当する集落から積立・繰越金に係る状況について適時に報告できるようにすべきである。</p> <p>なお、市は補助金の実績報告に基づいた書面及び現地への確認作業を行っているが、平成26年度末現在の積立残高について当初計画されていた使途どおりの支出が実際になされているか確認する必要がある。</p>		
--	--	--	--

<p>個別事項 12: 家畜防疫対策 業務 (P152)</p>	<p>指摘 下関市畜産振興総合対策事業補助金遂行状況報告書の提出について</p> <p>事業実施主体は、補助事業の遂行状況報告を行うために、下関市畜産振興総合対策事業補助金遂行状況報告書(様式第3号)を作成し、別に定める期日までに当該報告書を市長に提出する必要がある(下関市畜産振興総合対策事業補助金交付要綱第10条)。</p> <p>しかし、実際は、書類による確認などによって適宜遂行状況を把握しているとの理由から、事業実施主体から当該遂行状況報告書の提出を受けていなかった。</p> <p>書類による確認などにより、実質的に遂行状況を把握していたとしても、上記要綱の定めに従って、補助金の交付を受けた事業実施主体から当該遂行状況報告書の提出を受ける必要がある。</p>	<p>①</p>	<p>(農業振興課)</p> <p>過去、この市要綱に基づき実施する県等の間接事業において、県補助金要綱上、求められることがあったため、市も要綱に定めていましたが、単市事業ではその必要がなく、提出を求めています。</p> <p>必要に応じて提出を求めるよう、平成27年6月19日付けで要綱改正しました(第10条に「市長が求めるとき」との字句を追加)。</p>
<p>個別事項 13: あきんど活性化 支援事業 (P158)</p>	<p>意見 補助対象者について</p> <p>あきんど活性化支援事業補助金の主要な目的は、空き店舗の解消の促進であるため、現状では、補助対象者は新たに小売業、飲食業又はサービス業を始めようとする小規模事業者又は個人に限られており、すでに小売</p>	<p>②</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>同一業種で事業拡大を図る事業者については、円滑な事業展開を行える事業者であると解されるため、『円滑な事業展開を支援し商業の振興を図る』とした補助目的になじまないものと解します。</p> <p>しかしながら、適宜制度の見直しを実施していますので、他市の事例を参考にしながら、限られた財源の中で補助目的を最大限達成できるように調査・研究を行い、必要に応じ要綱改正を検討したいと考えま</p>

	<p>業、飲食業又はサービス業を行っている小規模事業者や個人については、当該補助金を受けることができない制度になっている。</p> <p>しかし、既存の小規模事業者等の事業拡大の場合を補助金の対象に含めたとしても、空き店舗の解消を促進するとともに、新陳代謝を図り、円滑な事業展開を支援して商業の振興を図るという目的とは矛盾しないと考えられる。</p> <p>また、本補助金の実績額は、平成24年度以降減少傾向にあり、平成26年度には予算額6,970千円に対して実績額は2,341千円と平成24年度実績の半分以下となっている。また、補助件数についても平成24年度は16件であったが、平成26年度は10件に減少しており、特に中心市街地での補助件数が平成24年度の11件から平成26年度は4件と減少している。今後も減少傾向が続くようであれば、補助金の存在意義自体が問われる可能性があり、ひいては当該補助金の目的を達成できない恐れもある。</p> <p>したがって、今後、補助金の対象者、要件、金額等について検討し、必要に応じて要綱を改訂するなど、中小事業者等のニーズに対応しつつ、補助金の目的を最大限達成できる制度設計を検討されたい。</p>		<p>す。</p> <p>なお、補助対象者については、新規創業者に限定しておらず、既存事業者であっても、現行の業種とは異なる業種を追加して出店する場合については補助対象者として取扱っています。</p>
--	--	--	--

<p>個別事項 14: 中心市街地歩行者等通行量調査業務 (P162)</p>	<p>意見 随意契約について</p> <p>上記の委託契約(※平成 26 年度中心市街地歩行者等通行量調査業務)は一般財団法人下関 21 世紀協会と随意契約を締結している。市は、同協会が「まちづくりセンター」としての機能を有する組織であり、下関市における中心市街地整備推進機構に指定されている同協会に委託し、毎年継続して調査することにより、同協会が中心市街地区域内の状況を熟知でき、まちづくりに関する提案能力の育成が期待でき、今後、有効な提案を受けられることにより効果的なまちづくりの推進が可能となるとの見解をもとに、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号等に基づいて契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして随意契約としている。</p> <p>同協会は、中心市街地整備推進機構の一員として下関市に様々な提言をしており、提言に当たっては中心市街地区域内の状況を熟知する必要がある。しかし、必ずしも同協会が自ら歩行者等通行量を調査する必要はなく、他の団体や企業等の調査機関が実施した歩行者等通行量の結果について検討していくことでも中心市街地区域内の歩行者等の状況は十分に把握可能と考えられる。また、当該歩行者等通行量の調査結果は、区域内の回遊性</p>	<p>①</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>ご意見の内容を踏まえ、平成28年度契約分から契約方法を見直し、条件付き一般競争入札による契約に改めました。</p>
---	--	----------	---

	<p>の向上を図る指標として利用されていることから、過去に中心市街地整備について提言してきた同協会が実施するよりも、他の団体や企業等が実施した方が、調査データの客観性を担保できるというメリットも考えられる。</p> <p>したがって、本契約については競争入札とすることが適当であり、随意契約としていることについては改めるべきと考える。</p>		
<p>個別事項 15: 中小企業体質 強化特別融資 等 (P168)</p>	<p>意見 融資利率について</p> <p>中小企業等制度融資のうち、「起業資金融資」は新たに事業を開始する中小企業者を対象として主に創業資金を融資するもので、また「新事業育成資金融資」は既存企業の業種転換や異業種と提携して新たな事業展開を行う中小企業者を対象とした融資であり、新規の事業という点では両者にはかなりの共通性がある。しかし、融資利率が前者は5年超 2.1%、5年内 1.9%であるのに対し、後者は5年超 2.2%、5年内 2.0%となっており、上記の共通性を勘案するとこのような利率の差を設ける必要はないと考える。また、融資期間についても、前者は設備資金8年、運転資金6年に対し、後者は設備資金7年、運転資金5年となっているが、新規事業の投資回収期間にこのような差を設ける必要はないと考える。</p>	<p>②</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>起業資金は、新たに事業を開始しようとする創業資金が主であり（新規開業者）、新事業育成資金は既存企業の業種転換、新事業展開に対応するもの（既存事業者）で、事業対象者が異なります。</p> <p>また、融資期間や利率については、市単独で設計しているのではなく、民間金融機関、信用保証協会と協同で設計していることから、民間金融機関等と協議のうえ、必要に応じて融資利率等の改定を検討します。</p>

	<p>また、「中小企業事業資金融資」と「中小企業協同組合組織強化資金融資」に関しても、両者の融資の趣旨はほぼ同様と考えられるが、融資期間が前者は設備資金8年、運転資金6年に対し、後者は設備資金7年、運転資金5年となっており、両者についてもこのような差を設ける必要はないと考える。</p>		
<p>個別事項 16: 中心市街地空 オフィス対策事 業 (P174)</p>	<p>意見 イニシャルコストに対する補助について</p> <p>当該補助金は、制度開始以後4年間利用実績がなく、利用者のニーズに合致していないと考えられる。また、ランニングコストである賃借料や給与に対する補助は可能であるが、設備整備に必要となるイニシャルコストに対しては補助対象となっていない。イニシャルコストに対する補助金としては、後述する下関市企業投資促進補助金が存在するが、対象要件を満たすためには投下固定資産総額が少なくとも50,000千円以上必要であるため、小規模事業所には適用できず、また、対象事業者も異なっている。</p> <p>一方で、現在の市内には多くの空き事業用施設が存在するが、建物の老朽化が進んでおり、賃貸オフィスに求められるOAフロア化、外部ネット環境、セキュリティなどの情報系設備や個別空調など、参入事業者のニーズを満た</p>	<p>②</p>	<p>(産業立地・就業支援課)</p> <p>ランニングコストだけでなく、イニシャルコストへの支援の必要性についても認識しており、今後検討を進めていきます。</p>

	<p>す設備が十分に整っている施設は少ない状況にあり、イニシャルコストが負担になっていると考えられる。</p> <p>そのため、あらゆる事業者に対し事業開始時の初期投資の調達に係る困難性を排除し、雇用機会の創出に寄与するためにも、ランニングコストを補助する市中心市街地事務所立地促進補助金制度とともに、小規模事業者に対するイニシャルコストを補助する新たな制度設計について検討されたい。</p>		
<p>個別事項 17: 企業立地促進 奨励金 (P176)</p>	<p>意見 企業立地促進奨励措置指定審査会について</p> <p>下関市企業立地促進奨励措置指定審査会規程第4条第1項では、「審査会の会議は会長が招集する」とされ、同条第4項では、「会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない」と規定されている。実際の会議運営状況を確認したところ、平成26年度の申請案件29件の奨励金については申請内容を持ち回りで確認を行い、委員から異議動議が示されなかったため、全てが承認とみなされて決裁されている。</p> <p>担当者によれば従前はその都度審査会を開催していたが、審査会を構成する委員は課長クラス以上の役職者であり、適時に招集、開催することが困難な状況にあるため、審査会の</p>	<p>③</p>	<p>(産業立地・就業支援課)</p> <p>申請内容を公示し、異議動議が示されない場合は承認とみなして決裁する手法は、同審査会の委員からの提案を受けて、合理的な手法として検討し、会長である副市長の意思決定を経て行うようになったものであるものの、業務の実態から考えると審査会規程を見直すことも検討していきたい。</p>

	<p>決裁を経たうえで、平成 22 年から上記の手続によっている。現在は、各担当課にて申請会社の法令違反等の有無を確認し、協議が必要と判断される場合にのみ、審査会を開催することとなっている。</p> <p>しかし、審査会で協議することの趣旨が、審査委員が奨励金の交付決定について議論して交付決定することにあるのであれば、必ず審査会を開催すべきであり、現在のように法令違反等の有無を形式的に判断することのみであれば、審査会の在り方も含めて規程を実態に即した内容に変更すべきである。</p>		
	<p>意見 事業の承継について</p> <p>下関市企業立地促進条例施行規則第 13 条では、「条例第 9 条の規定により指定事業者から当該事業の承継を受けた者は、事業承継届により、承継の日から 10 日以内に市長に届け出なければならない。」と規定され、必要関連書類として法人登記簿謄本、会社定款、事業承継を証する書類、その他参考情報の提示を求めている。</p> <p>適切な事業者に対して奨励金を付与し、下関市企業立地促進条例の目的を達成するためには、事業承継者についても指定事業者と同様の資料の提示を受け、確認を行うことにつ</p>	<p>②</p>	<p>(産業立地・就業支援課)</p> <p>企業立地促進条例は、本市産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的としており、合併、譲渡等の理由により事業の承継を受けた者については、通常、一切の権利義務の承継を確認できる法人登記簿、事業譲渡契約書等を確認することで十分であると考えますが、事業継承者の指定取消事由への該当の有無について適宜確認していきたい。</p>

	いて検討されたい。		
個別事項 18: 下関ブランド発信事業 (P184)	<p>指摘 再委託について</p> <p>委託契約書第6条では、あらかじめ下関市の書面による承認を受けたときを除き、業務の第三者への再委託を禁止している。一方で、受託先である下関ブランド推進協議会は、下関市ブランド認定品紹介ページの管理運営業務、催事等における認定品 PR 業務、講演会・セミナーの開催、講師の派遣、情報発信コーナーの設置などの業務を第三者の一般民間企業等に再委託している。これらの再委託業務のうち、下関市ブランド認定品紹介ページの管理運営業務、催事等における認定品 PR 業務については、あらかじめ市の承認を受けているものの、その他の業務については、市の事前の承認を受けていない。</p> <p>委託契約書において、再委託についてはあらかじめ市の書面による承認を受けることが明記されているため、再委託に際しては、必ず書面の提出を求め、承認を受けるよう徹底する必要がある。</p>	①	<p>(産業振興課)</p> <p>指摘以降、再委託に関する認識と対応の徹底を図り、再委託に際しては書面の提出及び承認を適正に行っています。</p>
個別事項 18: 創業支援施設運営事業	<p>指摘 超過使用期間の許可について</p>	①	<p>(産業立地・就業支援課)</p> <p>下関市創業支援施設の設置等に関する条例及び同施行規則に基</p>

<p>(P192)</p>	<p>創業支援施設の利用は2年以内とされているが、市長が必要と認めるときは、1年に限り延長することができる（下関市創業支援施設の設置等に関する条例第5条第4項）。</p> <p>使用期間を延長するには、使用期間延長許可申請書に当該期間の延長理由を説明する書類、その他市長が必要と認める書類を添えて市長宛に申請し（同施行規則第4条）、下関市創業支援施設運営協議会の審査を受ける必要がある（下関市創業支援施設運営協議会設置要綱第2条第1項第3号）。</p> <p>しかし、サンプルで当該手続を確認したところ、平成23年7月から入居しているBO社は、当初からの使用期間が平成23年7月1日から平成26年6月30日までとなっており、条例で定める期間を超過して使用許可がなされていた。</p> <p>当該事案は、手続上の処理誤りにより発生したものであると市担当者より回答を受けているが、本来であれば運営協議会等による確認により発見され是正措置が図られるべきである。</p> <p>また、当該事案は入居後2年経過時点でいったん判明しているものの、当初の許可申請時に3年間で承認しているため、改めて期間延長に係る審査は実施されていない。</p> <p>当案件以外については適切に処理されているが、公平性の観点も含め、下関市創業支</p>	<p>づき、今後も、適正な事務処理に努めます。</p>
---------------	---	-----------------------------

	<p>援施設の設置等に関する条例及び同施行規則に基づき、使用期間が2年経過した段階での期間の延長について再度運営協議会による審査を行う必要があったと考える。</p>		
	<p>意見 施策評価について</p> <p>創業支援施設に係る平成 26 年度施策評価は、年度当初におけるインキュベーター施設への入居数を目標値に掲げている。</p> <p>創業支援施設を設置した目的は、新規の事業を展開しようとしている創業者を育成し、新たな雇用を確保するとともに、特色のある事業の創出及び地域産業の発展に資することにある。そのため、創業支援施設の利用率を高めることも重要であるが、創業支援施設を設置した目的を重視すれば、創業支援施設退去後に創出した事業数や雇用人数等で評価することについても検討されたい。</p>	③	<p>(産業立地・就業支援課)</p> <p>創業支援施設は、低廉な使用料で、創業時のランニングコストを支援し、産官学金が連携して創業をサポートすることで、新規創業を促進し、創業者を育成することを目的としています。その入居審査時には事業の成長性や雇用人数等の事業計画も審査の対象としており、今後は、創業支援施設退去後の雇用人数等での評価についても検討していきたい。</p>
	<p>意見 事業の報告について</p> <p>創業支援施設利用者は市長に対して事業年度終了後1月以内に事業についての報告を行う必要があるが(下関市創業支援施設の設置等に関する条例施行規則第8条)、創業支援施設退去後は特段の報告が求められていない。</p> <p>創業支援施設を設置した目的を鑑みると、退去後一定期間に亘り事業の報告を求めて退</p>	②	<p>(産業立地・就業支援課)</p> <p>創業支援施設を退去した事業者についても、適宜、経営状況や雇用人数等把握に努めているところですが、今後は、退去後のフォローや退去者同士での連携を深める施策等検討していきたい。</p>

	<p>去後の事業の経営状況を把握し、創出した事業の状況又は雇用人数等も把握するなどについても検討されたい。</p>		
	<p>意見 創業支援施設使用料の算定について 創業支援施設は、低廉な使用料で創業者に事務所等を提供し、かつ様々な支援を行うことにより創業者を育成するという設置目的に鑑み、以下の計算根拠に基づき月額 14,000 円を使用料として徴収している。 <使用料算定式:平成 14 年度時点> (略) 上記計算式は平成 14 年 12 月の条例制定時に算定されたもので、以後は現在まで使用料の再検討はなされていない。 市場価格の変動も勘案した上で定期的な使用料の見直しについて検討されたい。</p>	②	<p>(産業立地・就業支援課) 創業支援施設の使用料については、低廉な使用料で創業者に事務所等を提供し、創業者を育成するという設置目的に鑑み算定していますが、今後は見直しについて検討していきます。</p>
<p>個別事項 19: 小売商業消費 拡大支援事業 費補助金 (P202)</p>	<p>意見 目標指標について 小売商業消費拡大支援事業は、市内小売店の売上増進を促すことによって市内商業の活性化を図ることを目的とし、具体的な実施施策としては、加盟事業者において買い物をした消費者からの応募に対して抽選で景品を提供することとしている。 当該事業に関する事務事業評価の目標指標(活動指標)は、元気アップ事業への応募枚</p>	②	<p>(産業振興課) 平成27年度及び平成28年度は、小売商業消費拡大支援事業は別事業を行なったため元気アップ事業は実施していません。 今後同種の事業を実施する場合は、利用者アンケートを活用し山口県産業連関表を用いることにより経済効果を算定する方法もあることから、これらの経済効果等を事業実施による活動指標にすることを検討します。</p>

	<p>数からの推測値としているが、当該推測値は加盟事業者数の増減等によっても変動することから、有識者等の見解を踏まえるなどして有用な指標を検討されたい。</p>		
<p>個別事項 20: 下関港新港地区国際物流ターミナル整備事業 (P204)</p>	<p>意見 下関港新港地区国際物流ターミナル整備事業について</p> <p>下関港で取り扱う貨物の仕向け先は関西・関東が多く、その輸出手段であるトラック輸送ではドライバーが不足している一方、鉄道輸送においては、大量の輸送が可能であること、低コストであること、環境負荷が低い等の利点があり、今後の利用ニーズも非常に高いと考えられるため、下関貨物駅より利便性の高い幡生貨物ターミナル駅の整備が待たれるところである。長州出島を国際物流拠点として活用するためには、企業誘致の前提となる交通インフラ整備が不可欠であり、JR貨物との協議を積極的に進めることが望まれ、それによって幡生貨物ターミナル駅と長州出島を結ぶ新たな運輸物流システムの構築が図られる。また、長州出島の有効活用のためには港湾関連用地にどのような業種の企業を誘致すべきか、輸送インフラ整備の状況等も勘案し検討していく必要があると考える。</p>	<p>①</p>	<p>(港湾局経営課)</p> <p>旧幡生操車場跡地において、現時点での制約条件下で実施可能な鉄道貨物駅の計画(案)を作成し、日本貨物鉄道株式会社(JR 貨物)と協議しており、幡生貨物ターミナル駅の実現に向けて、全国の鉄道貨物輸送の情報交換を行い、下関港の鉄道輸送貨物の利用促進策等を調査しています。</p> <p>また、長州出島の港湾関連用地においては、今後埋立てが竣功するのに併せて、産業振興用地として土地売却に向けた準備を行っています。</p>

	<p>意見 施策評価について</p> <p>港湾局では、港湾の整備に関する平成 26 年度の施策評価として4つの成果指標を掲げているが、そのうち「港湾施設の整備率(あるかぼ一と地区・岬之町地区)」の実績等については以下のとおりとなっている。</p> <p>(表:略)</p> <p>当該事業は下関港ウォーターフロント開発地区(岬之町～あるかぼ一と地区)の整備目標面積 13.5ha について平成 10 年度より整備を開始し、平成 22 年度までに 7.0ha(約 52%)が完了した。しかし、その後は当該事業計画に対して民間事業者等による具体的な整備計画等の提案がなかったため、平成 23 年度から平成 26 年度までの成果指標として目標値及び実績値ともに同数値を記入し、目標指標に進展はなかった。成果指標は事業計画目標に対して実際にどれだけ進捗したかを表すものであるため、具体的な事業計画が存在しない平成 23 年度以降は、当該指標を成果指標として掲げるのは不適切であったと考える。</p> <p>なお、整備未実施の残存面積については、平成 27 年度以降に有識者の意見を聴取したうえで事業計画を策定する予定であると伺っている。</p>	<p>② (港湾局経営課)</p> <p>下関港ウォーターフロント開発地区(岬之町～あるかぼ一と地区)の事業計画については、昨年8月に下関商工会議所から『あるかぼ一と下関 港湾開発に関する提案書』が提出されています。この提案内容は市政の多岐にわたること、また短期計画に基づき整備した現状施設を踏まえる必要があることから、関係部局による庁内部会を設置し、既存施設及び提案施設について、各施設の必要性、関係法令・その他各種計画との整合性などを整理するとともに短期計画での導入施設の効果、市として望ましい施設の検討を行っています。</p> <p>この検討結果に基づき、今後予定されている、下関港長期構想及び下関港港湾計画の改訂に併せて、事業計画を策定する予定です。</p>
--	---	---

<p>個別事項 21: キャリア教育推 進事業 (P208)</p>	<p>意見 セミナー実施回数について</p> <p>当該事業の業務仕様書では、セミナー事業に関しては、事前に下関市立中学校(22校)に実施希望の有無・実施時期・対象学年、人員・コマ数等を調査し、調査結果に基づきセミナーを実施することとなっているのみで、セミナー実施コマ数に関する指定は行われていない。一方で、市が作成した予定価格算出調書や特定非営利活動法人ライフワーク支援機構が作成した見積書では合計60回のセミナーを行うことを前提に契約金額が決定されている。</p> <p>当該事業は、最終的に受入先の中学校の意向もあり、平成26年度はセミナーを58回実施しており、当初の予定価格、見積価格算出時よりも、実施回数が少なくなっている。しかし、現在の契約では、セミナー実施回数に関しての規定がないため、セミナー実施回数が当初想定よりも少なくなった場合であっても、契約金額の支払が必要となっている。そのため、契約上セミナー実施回数の下限を定め、当該範囲外であれば契約額を減額する条項を設けるなど、結果に応じた契約額となるよう契約内容の見直しについて検討されたい。</p>	<p>②</p>	<p>(産業立地・就業支援課)</p> <p>契約上セミナー実施回数の下限を定め、当該範囲外であれば契約額を減額する条項を設けるなど、結果に応じた契約額となるよう契約内容を見直していきます。</p>
--	--	----------	---

	<p>意見 事業の目標指標の見直しについて</p> <p>平成 26 年度の事務事業評価の目標指標は、「未来を生きる力を育むセミナー実施回数」となっているが、セミナーは市立中学校に実施希望の有無を確認して決定されており、日程等の調整が困難なために実施されていない中学校もある。</p> <p>一方で、当該事業の目的は、職業意識・職業観を早い段階から高め、若者の社会的・職業的自立や学校から社会・職業への円滑な移行に向けた支援をすることにある。</p> <p>当該事業に関する受託者からの実施報告書等を閲覧すると、生徒からのアンケート結果からも高い評価を受けていることが見受けられるため、事業の目的に適している事業と考えられるが、その目的適合性については事務事業評価の本来の目標指標と整合していないと考えられる。そのため、例えば、アンケートに含まれる内容や結果を目標指標にするなど、本来の事業目的と整合した目標指標を設定することについて検討されたい。</p>	③	<p>(産業立地・就業支援課)</p> <p>未来を生きる力を育むセミナー事業の目的は、職業意識・職業観を早い段階から高め、若者の社会的・職業的自立や、学校から社会・職業への円滑な移行に向けた支援をすることにあります。</p> <p>そのため、少しでも多くの学校に、事業について理解していただき実施校や回数が増えることを目標としていますが、いただいた意見については今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>個別事項 22: 労働団体育成 業務 (P221)</p>	<p>意見 補助金制度及び予算金額算定方法の見直しについて</p> <p>下関市労働団体事務費補助金交付要綱第 5 条では、補助金の申請書が提出された場</p>	③	<p>(産業立地・就業支援課)</p> <p>補助金算定方法の見直しについて検討していきます。</p>

	<p>合、その内容を審査し、適当と認められるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するとされている。</p> <p>しかし、市の担当者への質問では、交付補助金予算額は前年度の実績をベースに策定されており、実際の補助金の交付申請は予算額と同額で申請されている。当該補助金制度開始の昭和 48 年時点における金額算定について記録が残っていないため、どのような根拠によって補助金額が策定されたか確認できない状況にある。</p> <p>一方で、対象労働団体の決算書には相当額の繰越金が計上されていることから、現状では市が補助する必要性が乏しくなっていると考えられる。後述の補助対象経費の明確化とともに、前年度の実績にかかわらず、補助金制度の目的に照らして補助金額を検討すべきと考える。</p>		
	<p>意見 補助対象経費の明確化について</p> <p>下関市労働団体事務費補助金交付要綱第 1 条では、補助対象事業を、メーカー開催事業及び構成員である勤労者の知識を深め、又は福利厚生の実を目的とした事業とされているのみで、具体的な補助対象経費は明確にされていない。</p> <p>そのため、補助金収支決算書上も諸経費と</p>	②	<p>(産業立地・就業支援課)</p> <p>補助対象経費を明確にしていきます。</p>

	<p>して支出されているものがあり、費用の具体的な内容が確認できていないまま補助金が交付されている。市として補助経費の対象を明確にし、補助が真に必要な費用であるか判断する必要があると考える。</p>		
	<p>意見 補助対象経費の見直しについて</p> <p>下関市労働団体事務費補助金交付要綱第10条では、労働団体は補助事業が完了したときは、実績報告書の他に補助事業の成果を記載した書類、補助金に係る収支決算書、その他市長が必要と認める書類を市に提出することが求められている。</p> <p>補助金対象2団体の補助金収支決算書を確認したところ、いずれも補助金及び受取利息の合計額と同額の支出となっているが、収入・支出決算額が同額になって差異が生じないことは通常考えられず、各団体における総支出額を補助金対象分とそれ以外に振り分けて収支相償にしているのではないかと考えられる。市として領収書等の証憑書類もチェックした上で、補助金収支決算書の正確性を確認すべきと考える。</p>	<p>①</p>	<p>(産業立地・就業支援課)</p> <p>補助対象事業については、収支決算報告書、事業実施報告書等の提出を求め確認を行っていましたが、改めて領収書等の証憑書類のチェックを行い適正に事業が行われていることを確認しました。</p> <p>今後とも、適正な補助金の交付に努めます。</p>
<p>個別事項 22: 下関市豊浦勤 労青少年ホー</p>	<p>意見 隣接する黒井公民館との統合について</p>	<p>③</p>	<p>(産業立地・就業支援課)</p> <p>下関市公共施設等総合管理計画を進める中で、個別施設のあり方</p>

<p>ム管理 (P226)</p>	<p>黒井公民館と下関市豊浦勤労青少年ホームの所管は異なるため、個々に運営管理業務がなされているが、両施設は研修室や集会所等、同様の設備を提供しており、また、利用料も同額の設定となっている。</p> <p>平成 26 年4月に総務省から公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定が要請されており、現在下関市でも、公共建築物のほか、道路、橋梁、上下水道等のすべての公共施設を総合的かつ計画的に管理する計画を策定中である。</p> <p>上記施設はいずれも集会機能を持つ類似施設であるため、地理状況、施設の利用状況や老朽度等を勘案しながら集約するほか、廃止を含めた施設総量の縮減を検討すべきと考える。</p>		<p>等方向性について検討していきます。</p>
<p>個別事項 23: 勤労婦人センター管理 (P228)</p>	<p>意見 併設する北部公民館との統合について</p> <p>北部公民館と下関市勤労婦人センターの所管は異なるため、個々に運営管理業務がなされているが、両施設は研修室や集会所等、同様の設備を提供しており、また、利用料も近似した金額設定となっている。</p> <p>平成 26 年4月に総務省から公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための</p>	<p>③</p>	<p>(産業立地・就業支援課)</p> <p>下関市公共施設等総合管理計画を進める中で、個別施設のあり方等方向性について検討していきます。</p>

	<p>計画(公共施設等総合管理計画)の策定が要請されており、現在下関市でも、公共建築物のほか、道路、橋梁、上下水道等の全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理する計画を策定中である。</p> <p>上記施設はいずれも集会機能を持つ類似施設であるため、地理状況、施設の利用状況や老朽度等を勘案しながら集約するほか、廃止を含めた施設総量の縮減を検討すべきと考える。</p>		
--	---	--	--